

平成 25 年 8 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 8月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 45 号	八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 1
議案第 46 号	八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 7
議案第 47 号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について	・ ・ ・ ・ ・ 11

議案第 45 号

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 8 月 28 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

個人に対する図書館資料の貸出しに係る登録手続きについて、規定の整理をするためのものである。

## 八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市図書館条例施行規則（平成20年八戸市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「身分を証明する書類等」を「氏名、住所等を確認できる書類」に改める。

別記第1号様式（その1）及び同様式（その2）中「身分を証明する」を「氏名、住所等を確認できる」に改める。

### 附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録手続き等)</p> <p>第9条 図書館資料の貸出しを受けようとするときは、個人にあつては<u>氏名、住所等</u>を  <u>確認</u>できる書類（前条第1項第2号の者にあつては、青森県内図書館共通利用券）を  提示のうえ、個人貸出登録申込書（別記第1号様式）を、団体にあつてはその代表者  が団体貸出登録申込書（別記第2号様式）を館長等に提出し、登録を受けなければな  らない。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>(登録手続き等)</p> <p>第9条 図書館資料の貸出しを受けようとするときは、個人にあつては<u>身分を証明する</u>  書類等（前条第1項第2号の者にあつては、青森県内図書館共通利用券）を提示のう  え、個人貸出登録申込書（別記第1号様式）を、団体にあつてはその代表者が団体貸  出登録申込書（別記第2号様式）を館長等に提出し、登録を受けなければならぬ。</p> <p>2～5（略）</p>

改正後

第1号様式 (第9条関係)

(その1)

個人貸出登録申込書

(あて先) 八戸市立図書館長

年 月 日

八戸市図書館条例施行規則第9条第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分 1. 新規 2. 更新 3. 再交付 4. 登録変更

フリガナ		明・大 昭・平	年 月 日
氏名		自宅 電話	
住所	〒	携帯 電話	
勤務先 又は学 校名		電話	

保護者氏名 (小学生以下の場合に記入)

フリガナ		インターネット予約サービス
氏名		希望する
		希望しない

任意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けられるのは次に該当する方です。
  - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
  - 青森県内図書館共通利用券を所持した方
  - 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 利用カードの有効期限はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受けられる場合は再度この申込書を出してください。
- 申込み時には、氏名、住所等を正確で記述してください。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を出してください。
- 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償して頂きます。
- 貸出しを受けることのできる種(品)数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については1人7冊まで、貸出期間は次の範囲内までです。
  - 図書資料 1人5冊まで、15日以内
  - 視聴覚資料 1人2点まで、8日以内
- 貸出期限を過ぎて、再三にわたって返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市立南郷図書館の各館を共通で利用できます。
  - 1・南郷図書館 2・南郷保蔵証 3・学生証 4・県内共通利用券 5・その他( )

職員記入欄

利用カード番号		登録簿
		1・八戸市立図書館 2・八戸市立南郷図書館
		3・八戸市立南郷図書館 4・移動図書館 5名( )
本人連絡方法		
		1・郵便物 2・連絡保蔵証 3・学生証 4・県内共通利用券 5・その他( )

改正前

第1号様式 (第9条関係)

(その1)

個人貸出登録申込書

(あて先) 八戸市立図書館長

年 月 日

八戸市図書館条例施行規則第9条第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分 1. 新規 2. 更新 3. 再交付 4. 登録変更

フリガナ		明・大 昭・平	年 月 日
氏名		自宅 電話	
住所	〒	携帯 電話	
勤務先 又は学 校名		電話	

保護者氏名 (小学生以下の場合に記入)

フリガナ		インターネット予約サービス
氏名		希望する
		希望しない

任意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けられるのは次に該当する方です。
  - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
  - 青森県内図書館共通利用券を所持した方
  - 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 利用カードの有効期限はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受けられる場合は再度この申込書を出してください。
- 申込み時には、身分を証明するもの(運転免許証、健康保険証、生体認識など)を提示して下さい。
- 青森県内図書館共通利用券を所持することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を出してください。
- 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償して頂きます。
- 貸出しを受けることのできる種(品)数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については1人7冊まで、貸出期間は次の範囲内までです。
  - 図書資料 1人5冊まで、15日以内
  - 視聴覚資料 1人2点まで、8日以内
- 貸出期限を過ぎて、再三にわたって返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市立南郷図書館の各館を共通で利用できます。
  - 1・南郷図書館 2・南郷保蔵証 3・学生証 4・県内共通利用券 5・その他( )

職員記入欄

利用カード番号		登録簿
		1・八戸市立図書館 2・八戸市立南郷図書館
		3・八戸市立南郷図書館 4・移動図書館 5名( )
本人連絡方法		
		1・郵便物 2・連絡保蔵証 3・学生証 4・県内共通利用券 5・その他( )

改正後

(その2)

個人貸出登録申込書

年 月 日

(あて先) (指定管理者代表者)

八戸図書館条例施行規則第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分 1. 新規 2. 更新 3. 再交付 4. 登録変更

フリガナ	生年月日	期・本 籍・姓	年 月 日
氏名		期・本 籍・姓	年 月 日
住所	〒	日本 国籍	
		郵便 番号	
電話番号 (個人用)		電話	

保護者氏名 (小学生以下の場合に記入)

フリガナ	インターネット予約サービス
氏名	希望しない

注意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
  - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
  - 青森県内図書館共通利用券を所持した方
  - 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
  - 利用カードの有効期限はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受ける場合は、青森県内図書館共通利用券を所持することにより貸出しを受けようとする方は、図書館を提示してください。
  - 申込時期には、氏名、住所等を確認できるもの(運転免許証、健康保険証、生体情報など)を提示してください。
  - この申込書に記載された住所、電話番号に実家が有る場合は、再度この申込書を提出してください。
  - 図書館資料を貸出し、又はひとくく印刷・複製したときは、同じものを申請して頂きます。
  - 貸出しを受けることができる書(点)数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については1人7冊まで、貸出期間は次の通りです。
    - 図書資料 1人3冊まで、15日以内
    - 図情資料 1人3冊まで、5日以内
  - 貸出期限を過ぎて、再三にわたりに延滞の催告を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
  - 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立情報図書館・八戸市立児童図書館・八戸市立図書館センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

職員記入欄

利用カード番号	登録済
	1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立情報図書館
	3. 八戸市立児童図書館 4. 移動図書館 5点 ( )

本人確認方法

1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 学生証 4. 県内共通利用券 5. その他 ( )
--

改正前

(その2)

個人貸出登録申込書

年 月 日

(あて先) (指定管理者代表者)

八戸図書館条例施行規則第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分 1. 新規 2. 更新 3. 再交付 4. 登録変更

フリガナ	生年月日	期・本 籍・姓	年 月 日
氏名		期・本 籍・姓	年 月 日
住所	〒	日本 国籍	
		郵便 番号	
電話番号 (個人用)		電話	

保護者氏名 (小学生以下の場合に記入)

フリガナ	インターネット予約サービス
氏名	希望しない

注意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
  - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
  - 青森県内図書館共通利用券を所持した方
  - 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
  - 利用カードの有効期限はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受ける場合は、青森県内図書館共通利用券を所持することにより貸出しを受けようとする方は、図書館を提示してください。
  - 申込時期には、氏名を証明するもの(運転免許証、健康保険証、生体情報など)を提示して下さい。
  - この申込書に記載された住所、電話番号に実家が有る場合は、再度この申込書を提出してください。
  - 図書館資料を貸出し、又はひとくく印刷・複製したときは、同じものを申請して頂きます。
  - 貸出しを受けることができる書(点)数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については1人7冊まで、貸出期間は次の通りです。
    - 図書資料 1人3冊まで、15日以内
    - 図情資料 1人3冊まで、5日以内
  - 貸出期限を過ぎて、再三にわたりに延滞の催告を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
  - 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立情報図書館・八戸市立児童図書館・八戸市立図書館センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

職員記入欄

利用カード番号	登録済
	1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立情報図書館
	3. 八戸市立児童図書館 4. 移動図書館 5点 ( )

本人確認方法

1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 学生証 4. 県内共通利用券 5. その他 ( )
--





議案第 46 号

八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 8 月 28 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

種差海岸三陸復興国立公園指定記念チケットを入館料等の減免の対象とするとともに、その他規定の整理をするためのものである。

## 八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市博物館条例施行規則（昭和61年八戸市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同条第8号中「八戸ウェルカムチケット」の次に「又は種差海岸三陸復興国立公園指定記念チケット」を加える。

### 附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入館料等の減免)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により減免する入館料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内の小学校、中学校又は特別支援学校が教育課程に基づく学習のため団体に 入館し、又は入場するとき。入館料等の全額</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 当市が発行する八戸ウェルカムチケット又は種差海岸三陸復興国立公園指定記 念チケットの提出を受けたとき。入館料等の全額</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(入館料等の減免)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により減免する入館料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内の小学校、中学校、盲学校、ろう学校又は養護学校が教育課程に基づく学 習のため団体に入館し、又は入場するとき。入館料等の全額</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 当市が発行する八戸ウェルカムチケットの提出を受けたとき。入館料等の全 額</p> <p>(9) (略)</p>



議案第 47 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 8 月 28 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

種差海岸三陸復興国立公園指定記念チケットを観覧料の減免の対象とするとともに、その他規定の整理をするためのものである。

## 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則（平成23年八戸市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同条第8号中「八戸ウェルカムチケット」の次に「又は種差海岸三陸復興国立公園指定記念チケット」を加える。

### 附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(観覧料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により減免する観覧料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内の小学校、中学校又は特別支援学校が教育課程に基づく学習のため団体に観覧するとき。 観覧料の全額</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 当市が発行する八戸ウェルカムチケット又は種差海岸三陸復興国立公園指定記念チケットの提出を受けたとき。 観覧料の全額</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(観覧料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により減免する観覧料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内の小学校、中学校、盲学校、ろう学校又は養護学校が教育課程に基づく学習のため団体に観覧するとき。 観覧料の全額</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 当市が発行する八戸ウェルカムチケットの提出を受けたとき。 観覧料の全額</p> <p>(9) (略)</p>